

大宜味村

農業委員会だより

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。



平成27年4月1日(水)
編集・発行 大宜味村農業委員会
☎0980-44-3477

農業委員会 4月予定表

日/(曜日)	内容
10日(金)	各種申請締切日
16日(木)	執行部会
27日(月)	第8回農業委員総会

全国農業新聞

購読料：月額600円
年間購読7,200円
発行：毎週金曜日
申込み：農業委員会事務局
連絡先：44-3477 担当:住

農業委員会の相談窓口

悩みはいろいろ！
・我が家の畑をこれからどうしよう！
・息子に農地を相続させたいけど。
・農業者の認定も受けたけれど、手続きはどうしたら良いの？
・地目を転用したいけど。
・貸したいけど。
・借りたいけど。
・買いたいけど。
・売りたいけど。
などなど…
そんな時は、地域の農業委員へ相談してみましょう！

農地の事なら私達
農業委員にお任せ!!!



農業委員

あなたの農地の
お悩み解決
いたします!!

農地についての相談はその地区の
担当農業委員と面談し相談内容の
聞き取りをします。



話し合いの結果…申請用紙提出!!
(申請書毎月10日提出期限)

申請は様々!!!
利用権設定
3条申請
4条申請
5条申請
非農地設定



現地調査の確認



申請書類の内容を執行部会にて農業委員会
会長、職務代理、局長で話し合われます。



総会において提出された申請書を農業委員で
審議します。(毎月25日)



許可

申請者に許可通知
送付

大宜味村認定農業者誕生!! おめでとうございます♪

金城満さん(栽培作物オクラレルカ)
株式会社 丸海きあら(栽培作物月桃)
3月16日に大宜味村役場第2会議室に於いて行われた「大宜味村担い手育成総合
支援協議会(会長代理:前田貞夫)」に、2件の申請が有り認定されました。
これで村の農業認定者は4人となります。
審査は、申請者が設定した5年間の、農業経営計画が実現可能な内容であるかの書
類審査と現在耕作している畑の現地確認、本人面接を行い農業に対する思いを聞き
取り、今回、認定することが妥当だと決定しました。
大宜味村は今後も引き続き農業のプロフェッショナルとしての農業者育成に努めます。
認定農業者のメリットは、農業に関する各種事業が受けられますので、関心のある方
は是非産業振興課農政係まで問い合わせ下さい。
電話:44-3232 大宜味村産業振興課 農政担当



認定農業者誕生!



家族経営協定に調印!

・家族経営協定の調印をしました。(今年は3件調印しました。)
家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり
甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や
役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十
分な話し合いに基づき、取り決めるものです。
今回は喜如嘉在住のキク農家の比嘉貢野・茜さんの家族経営協定の調
印が行われました。2人は3月20日に北部農林水産振興センターの農業
改良普及課において、今後の農業経営について決意を述べました。
その後、それを承認する形で農業改良普及課長が調印しました。
今後とも2人一緒に話し合って農業経営をますます発展させてください!!

感謝です!

長い間ありがとうございました。
宮城久美子
昭和52年、塩屋保育所勤務をスタートに介護保険・福
祉業務と約40年間、公僕である役場の行政業務に携
わり、最後の仕事で、村の底力となる農業、農家育成業
務で退職できることに深く感謝いたしております。
お陰様で、私自身、多くの良き隣人にも恵まれ、広い視
野で大宜味村を見ることができました。今後の人生の
糧として大いに役立つものと思います。
農地台帳整備、農業委員の業務のあり方等、多くの課
題が有りましたが、前田貞夫会長始め、農業委員一人
一人が、村の農業振興に繋げることを最大の目的として
研鑽し、限なく農家、農地を聞き取りに足を運び、汗を
流し、その結果多くの事業を取り組むことができました。
また、村の担い手においては、産業振興指導のもと、
日々農業している「ついで」で、パソコンを操作し農業簿記
を学んでいる姿にこれまでに無い農業の息吹を感じます。
小さな村に於いては財政難は避けられません。物づく
りで頑張る農家が増えることは幸いです。業務最後が
農業振興に関われたことは大変良かったです。業務最後が
長い間色々協力くださった皆様のご多幸を祈念し、
心からお礼申し上げます。



第15期 第7回総会議題結果報告(平成27年3月25日開催)

議案番号	件名	件数	可・否
議案第15号	非農地証明について	1件	可
議案第16号	基盤強化促進法に基づく 利用権設定について	2件	可
議案第17号	農地法第3条の規定による 許可申請書について	1件	可

農地法
第一章 総則 (目的)
第一条
この法律は、国内の農業生産の基盤である農
地が現在及び将来における国民のための限ら
れた資源であり、かつ、地域における貴重な資
源であることにかんがみ、耕作者自らによる農
地の所有が果たしてきている重要な役割も踏
まえつつ、農地を農地以外のものにすることを
規制するとともに、農地を効率的に利用する
耕作者による地域との調和に配慮した農地に
ついての権利の取得を促進し、及び農地の利用
関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を
確保するための措置を講ずることにより、耕
作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を
図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確
保に資することを目的とする。

役場玄関前を花でいっぱい！！

池原弘昭さんから宮城局長へお花の贈呈

みのり社長から堆肥を農委会長へ贈呈



心をこめて！お花がいっぱい♪

農業委員で植え付け作業



農家さん紹介コーナー

農業委員 喜如嘉土地改良区地権者宅訪問



今月ご紹介する農家さんは、園 大樹さんです。

栽培：トマト

品種：ぜいたくトマト

スーパーのサンエーで、「やんばるフルーツトマト」として販売しています。特徴は、桃太郎に比べて糖度が高く酸味もきいた新品種のトマトです。今回取材に訪れたハウスでは、約350本の栽培がされていました。園さんは福岡出身で、青年開発協力隊で訓練を受け農業を学んだそうです。

以前から購入していた野菜がとっても美味しく、その生産農家で募集していた記事を見たのが、就農するキッカケとなったそうです。「最初は、農業の事を知らずに飛び込んだのでとっても大変だった」と話していましたが、今は、多くの方に美味しいトマトを食べて頂きたいと控えめながらも、意欲的に話して下さいました。

奥さん、大宜味村へようこそ♪ おめでとうございます！！



宮城保幸委員と村外地権者



山内委員と地権者

大宜味村農業委員会では、農地集積を図る活動を昨年より進めています。しかし、大宜味村の農地地権者のほとんどが村外在住であったり、相続がされていない状況です。活動内容としては、地権者への農地説明会の開催。農業委員による地権者や相続者宅の訪問。今後の意向の聞き取りを行いました。農地集積への意向がある地権者には、中間管理機構のしくみなどを詳しく説明し、たくさんの同意印を得ることができました。連携による成果として、集積された農作業地を地元農家さんが借受できるようになってきました。現在は、喜如嘉土地改良地区の農地を中心に中間管理機構への貸付を進めています。今後は他の地区においても順次実施する予定です。

農地情報の公表

4月実施、適切な事務施行へ

2014年4月に施行された改正農地法により、農業委員会は農地台帳及び農地地図の作成、整備とともにこれを公表していく事務が新たに位置づけられた。この農地台帳などの農地情報の公表事務は政令で今年4月からの実施が定められている。農地情報の公表は耕作放棄地の増加や担い手の減少などを踏まえ、新規就農や農業参入を希望する人に農地情報を提供して、可能な限り農地の活用を推進することが目的だ。いわゆる「証明事務」ではなく、「情報提供」として行われる。

現在、農業委員会では公表事務の実施に向けて規定の策定や具体的な取り扱いについて準備が進む。とりわけ地域の農業者への啓発・普及も重要な課題であり、より丁寧な対応が求められる。また農地情報の公表は、インターネットでも4月から「全国農地ナビ」の名称でサイトの運用が始まる。これも改正農地法に「インターネット利用」が明記され、全国農業会議所が事業実施主体として、全国の農業委員会の協力を得て開発を進めてきたものだ。

市街化区域内の農地を除いて、ほぼすべての農地が公表の対象となる。その内容は地番、地目、面積、賃借権等の設定状況など、個人情報に該当しないものだ。全国農地ナビの最終的な目的は改正農地法の趣旨に基づき、昨年設立された農地中間管理機構とともに、農地の借り受けを希望する担い手などに具体的な農地情報を目に見える形で提供し、農地の利用状況を図ることである。このため全国農地ナビは今後とも開発を継続し、農地の借り受けニーズを踏まえた情報の高度化や迅速性などの機能を充実させていくことになっている。

4月からの農地情報の公表事務は、初めてであり課題も出てこよう。農業委員会系統組織として適切な事務執行に向けた取り組みを進めたい。

(全国農業新聞掲載)

H27年3月13日(金)